

# 申 出 書 (訪問販売の記載例)

年 月 日

都知事 殿

勧誘が行われたり、契約や申込みを行った地域における都道府県知事又は消費者庁長官若しくは経済産業局長と記載してください。

氏名又は  
名 称  
住 所 都 区 1-2-3  
電話番号 - -

下記の通り、特定商取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがありますので、適切な措置をとられるよう、特定商取引に関する法律第60条に基づき、申し出ます。

## 記

### 1. 申出に係る事業者

所在地： 都 区 3丁目2番

名 称： 株式会社

### 2. 申出に係る取引の態様

訪問販売

### 3. 申出の趣旨

別紙記載の通り

取引の公正や消費者の利益を害するおそれがあると認められる行為の内容について、誰が、いつ、何を、どのように行ったのか等を記載してください。

別紙は下記をご覧ください。

### 4. その他参考となる事項

契約書のコピー、クーリング・オフの内容証明郵便のコピー、パンフレット

## 【別紙】

7月3日の昼頃、自宅に「 ですが、水道水の点検をしています。検査するので、水を見せてもらえませんか。」と言って業者が訪れたので、台所に通しました。

業者はコップに水を汲み、水に薬品を入れると、水が茶色に変色しました。業者は「これはかなり悪い水ですね。こんな水を飲み続けたら病気になりますよ。」と言い、持ってきた浄水器を取り出して、流しに取り付けました。そして浄水器を通した水をコップに汲んで、同じように薬品を入れると、水が青く変わりました。業者は「アルカリイオン水になっているので、体に大変よい水です。」と言いました。

私は「浄水器はいりません。」と断りましたが、業者は「水道水は体に悪い」と繰り返し、浄水器の効能をパンフレットや雑誌の切り抜きを見せて、一方的に説明をし始めました。「どこか体の具合が悪いところはありませんか。」と聞かれたので、アレルギー体質であると答えたところ、業者は「この雑誌の記事にあるように、この浄水器の水はアレルギーも改善するし、病気にも効きます。」などと言いました。

業者は2時間近くも説明を続け、私が途中で席を立とうとすると、「まだ説明が終わっていない。」と脅すように言って立たせてもらえませんでした。私は、業者のしつこさに根負けし、契約しなければ帰ってくれないと思い、浄水器の購入契約を承諾し、クレジット契約書（支払金額が40万円）に署名をしました。

業者が帰った後、高額な契約をしたことを後悔しましたので、翌日、 に電話で、解約したいと言いましたが、「一旦水を通してしまったものは、クーリング・オフなど出来ませんよ。」と言われ、すっかり気力が失せてしまいました。

7月6日、やはり40万円は支払えないと思い、消費生活センターに相談し、クーリング・オフする旨を内容証明郵便で に送りました。

の行為は、消費者の利益を害していると思われるので、特定商取引法第60条に定められている申出を行いたいと考えに至りました。